

(28)

30都第 31 号
平成30年 4月 26 日

福島県知事 内 堀 雅 雄 様

福島市長 木 幡 浩

国土利用計画法に基づく届出に係る意見書

記号	利用目的	届出面積	権利取得者
受付番号 1118	太陽光発電設備の建設	2,763,924㎡	東京都中央区銀座1-6-11土志田ビルディング3F AC7合同会社 代表社員 AC7一般社団法人 職務執行者 中村 武

1. 意見

事 項	意 見
法第24条1項関係（公表されている土地利用計画への適合性）	・都市計画区域外であり、特に問題ないと思われます。
公表されていない土地利用計画への適合性	・特に問題ないと思われます。
当該土地を含む関連する公共施設又は公益施設の現状及び整備予定との関連性	・特に問題ないと思われます。
周辺の自然環境保全との関連性	・特に問題ないと思われます。

その他（当該土地を含む周辺地域の土地利用上の関連性、地域住民の意向、当該地域の開発に伴う利水等参考になる事項）	・太陽光発電施設で、メンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであって屋内的用途に供しないものは建築物に該当しないため、開発許可は不要となりますが、付属する管理施設及び変電施設で建築物に該当するものを設置する場合に、区画、形変更が伴う場合は、事前に開発建築指導課と協議願う。 ・届出地について、届出面積2,763,924㎡の全体が森林法第5条（地域森林計画）の対象民有林あるため、今後、林地の伐採や開発等を行う際は、届出又は許可が必要となる。 ・伐採を行う場合：福島市農林整備課に伐採を行う30日前までに「伐採及び伐採後の造林届出書」の提出を願う。（県の林地開発許可を受ける場合は不要） ・林地開発を行う場合：林地開発の面積が1ha以下の場合は、福島市農林整備課に「伐採及び伐採後の造林届出書」及び「小規模林地開発計画書」の提出が必要。林地開発の面積が1haを超える場合は、福島県県北農林事務所との「事前協議」及び「林地開発許可」が必要。 ・保安林の形質変更について：届出面積内に保安林が含まれています。保安林内での伐採作業及び保安林の形質変更を行う場合は、届出もしくは許可が必要となる。福島県県北農林事務所と協議願う。 ・土壌汚染対策法について、3,000㎡以上の土地の形質を変更する場合には、土地の履歴や土壌汚染の有無に関係なく届出が必要となる。 ・造成を伴う場合には、福島県の担当窓口と環境影響評価の実施について協議が必要になる。（環境課） ・福島市では、平成27年2月に策定した福島市再生可能エネルギー導入推進計画に基づき、市、市民、事業者が一体となって、本市の地域特性にあった再生可能エネルギーを積極的に推進する中、再生可能エネルギーの導入に際しては、各種法規制等に留意するとともに、本市を特徴づけている田園風景や里山、緑豊かな自然環境や景観といった「福島らしさ」との調和を保ちながら計画を推進することとしております。 ・また、再生可能エネルギーの導入は地域の資源や地域特性を上手に活用することが大きな要素となることから、再生可能エネルギー発電事業者は、発電事業者の責務として、土砂流出対策といった安全性の確保等を行うことは勿論のこと、立地地域の住民や関係者等の十分な理解を得た上で進めることが肝要であると考えており、協力願う。（環境課） ・福島市景観条例について、太陽光発電設備は、パネル面積の合計が1,000㎡を超える場合には届出が必要となる。 ・また、土地の形質変更を伴う場合、面積が10,000㎡を超える場合には届出が必要となる。（都市計画課） ・福島市景観条例について、工作物（太陽光発電設備）及び土地の区画形質の変更に關して届出が必要となる可能性があるため、都市計画課と協議願う。 ・福島市大規模土地利用事前指導要綱について、5ha以上の開発行為（土地の区画形質の変更）がある際は事前協議が必要となるため、都市計画課と事前に協議願います。（都市計画課）
総合判断	・関係法令に適合すれば、問題ないと思われます。

2. 届出土地の現行法令による規制状況

地域区分	面積	内 容			
都市計画区域	㎡	市街化区域	市街化調整区域	その他の都市計画区域	
用途地域	㎡	① 低層 ④ 2中専 ⑦ 準住居 ⑩ 準工業	㎡ ② 2低層 ㎡ ⑤ 1住居 ㎡ ⑧ 近 商 ㎡ ⑪ 工 業	㎡ ③ 1中専 ㎡ ⑥ 2住居 ㎡ ⑨ 商 業 ㎡ ⑫ 工 専	
農業地域	㎡	農用地区域	農用地区域以外の農振地域	振興予定地域	㎡
森林地域	2,763,924㎡	保安林 機能の高い森林	保安施設地区 その他の森林地域	地域森林計画対象民有林 2,754,596㎡	㎡
自然公園地域	㎡	国立公園特別地域 国定公園特別地域 県立公園特別地域	国立公園特別保護地区 国定公園特別保護地区 国定公園普通地域	国立公園普通地域 国定公園普通地域	㎡

自然保全地域	原生自然環境保全地域		原生自然環境保全特別地域
		m ²	m ²
	自然環境保全地域の普通地区		県自然環境保全地域の特別地区
	m ²	m ²	m ²
	県自然環境保全地域の普通地区		
		m ²	

土地売買等届出書

30 年 4 月 9 日

福島県知事 殿

権利取得者(譲受人)

住所 〒104-0061

東京都中央区銀座1-6-11土志田ビルディング3F

氏名

AC7合同会社 代表社員 AC7一般社団法人
職務執行者 中村 武

(担当者)

Amp株式会社

電話 050-1742-0584

国土利用計画法第23条第1項の規定に基づき、土地に関する所有権(地上権・賃借権・その他)の移転(設定)をする契約の締結について、下記のとおり届け出ます。

記

市町村名※					
区分※	所	地	貸	他	単・団
受理番号※	年	月	日	第	号
処理番号※	年	月	日	第	号

1	不動産業
2	建設業
3	金融業
4	製造業
5	商業
6	運輸業
7	その他

契約の相手方等に関する事項		契約の相手方(譲渡人)の住所 〒321-0151 栃木県宇都宮市西川田町1164番他		氏 名 福島興業株式会社 代表取締役社長 小平 真一		契約締結年月日 30 年 04 月 09 日	
土地に関する事項	番号	所在地 町又は字	地番	住居表示	登記簿	現況	面積 登記簿(㎡) 実測(㎡)
	1	福島市在庭坂字山岸	6-1		山林		148.00
	2	福島市在庭坂字山岸	7-2		山林		231.00
	3	別紙明細			別紙明細		別紙明細
						計 2,763,924.00 ㎡	計 ㎡
土地の用途等に関する事項	番号	利用の現況	届出に係る権利以外の権利		所有権以外の権利		
			所有権	所有権以外の権利			
			所有者の住所	所有者の氏名	種別	内容	権利者の住所
	1	別紙明細	別紙	明細		別紙	明細
土地の権利関係に関する事項	番号	種類	概要	移転又は設定に係る権利	移転又は設定に係る権利以外の権利		
				種別	内容	所有者の住所	所有者の氏名
				種別	内容	権利者の住所	権利者の氏名
	1	居宅	2階建て	所有権	該	当	なし
土地の権利関係に関する事項	番号	移転又は設定の態様	地上権又は賃借権の場合		特記事項		
			存続期間	残存期間	期間・非期間の別	地代(年額・円)	
	1	売買	該	当	なし		
土地の対価に関する事項	番号	地目(現況)	面積(㎡)	単価(円/㎡)	対価の額(円)	種類	対価の額(円)
	1	山林、原野、保安林、公衆用道路、宅地	2763924.00			居宅	
	2						
	3						
土地の対価に関する事項	清算	有	計(a)	平均((b)÷(a))	計(b)	計	
			2763924.00				
土地の利用目的等に関する事項	利用用途等	再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置に基づく太陽光発電設備の建設					
	利用目的にかか	福島県福島市在庭坂		利用目的にかか	749000.00		
	土地の所在			土地の面積			
	利用計画の概要	人工面率	0 %	計画人口	0 人		
その他参考となるべき事項	開発許可担当部局と協議中						



別紙：土地に関する事項

No	所在地	地番	地目	地積(m ²)	備考
1	福島県福島市在庭坂字山岸	6-1	山林	148.00	
2	福島県福島市在庭坂字山岸	7-2	山林	231.00	
3	福島県福島市在庭坂字山岸	9-5	山林	901.00	
4	福島県福島市在庭坂字山岸	11	山林	409.00	
5	福島県福島市在庭坂字山岸	12	山林	26.00	
6	福島県福島市在庭坂字栃清水	27-6	山林	193.00	
7	福島県福島市在庭坂字三ツ又	1	山林	446.00	
8	福島県福島市在庭坂字三ツ又	2	山林	8,310.00	
9	福島県福島市在庭坂字三ツ又	6-1	山林	479.00	
10	福島県福島市在庭坂字三ツ又	6-2	山林	178.00	
11	福島県福島市在庭坂字弥兵衛平	38	山林	1,203.00	
12	福島県福島市在庭坂字弥兵衛平	39	山林	393.00	
13	福島県福島市在庭坂字弥兵衛平	41	山林	165.00	
14	福島県福島市在庭坂字先達山	1	山林	4,634.00	
15	福島県福島市在庭坂字先達山	1-3	山林	109.00	
16	福島県福島市在庭坂字先達山	1-4	山林	218.00	抵当権設定
17	福島県福島市在庭坂字先達山	1-5	山林	89.00	
18	福島県福島市在庭坂字先達山	1-6	山林	333.00	
19	福島県福島市在庭坂字先達山	1-チ	山林	92.00	
20	福島県福島市在庭坂字先達山	1-リ	山林	568.00	
21	福島県福島市在庭坂字先達山	1-ヌ	山林	244.00	
22	福島県福島市在庭坂字先達山	8	山林	803.00	
23	福島県福島市在庭坂字先達山	10	山林	16.00	
24	福島県福島市在庭坂字先達山	11	山林	287.00	
25	福島県福島市在庭坂字先達山	11-1	山林	2,942.00	
26	福島県福島市在庭坂字先達山	15	山林	608.00	
27	福島県福島市在庭坂字先達山	16	山林	62.00	
28	福島県福島市在庭坂字先達山	18	山林	323.00	
29	福島県福島市在庭坂字先達山	24	山林	1,586.00	
30	福島県福島市在庭坂字先達山	30	山林	928.00	
31	福島県福島市在庭坂字先達山	31	山林	1,309.00	
32	福島県福島市在庭坂字先達山	34	山林	343.00	
33	福島県福島市在庭坂字先達山	41	山林	2,975.00	
34	福島県福島市在庭坂字金堀沢	2-1	山林	125.00	
35	福島県福島市在庭坂字金堀沢	2-2	山林	22,442.00	
36	福島県福島市在庭坂字金堀沢	2-4	山林	99.00	
37	福島県福島市在庭坂字金堀沢	2-5	山林	426.00	
38	福島県福島市在庭坂字金堀沢	2-6	山林	472.00	
39	福島県福島市在庭坂字金堀沢	2-9	山林	105.00	
40	福島県福島市在庭坂字金堀沢	2-12	山林	142.00	
41	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-2	山林	280.00	
42	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-5	山林	3,414.00	
43	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-7	山林	168.00	
44	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-8	山林	221.00	
45	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-10	山林	39.00	
46	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-11	山林	862.00	
47	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-13	山林	92.00	
48	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-14	山林	69.00	
49	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-15	山林	300.00	
50	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-16	山林	16.00	
51	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-17	山林	889.00	
52	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-18	山林	178.00	
53	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-19	山林	188.00	

54	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-20	山林	799.00	
55	福島県福島市在庭坂字長坂	1-1	山林	4,181.00	
56	福島県福島市在庭坂字長坂	1-2	山林	4,099.00	
57	福島県福島市在庭坂字長坂	2-1	山林	7,642.00	
58	福島県福島市在庭坂字長坂	2-2	山林	4,462.00	
59	福島県福島市在庭坂字長坂	2-4	山林	9,917.00	
60	福島県福島市在庭坂字長坂	3-1	山林	36,895.00	
61	福島県福島市在庭坂字宇津山	1-2	山林	82,757.00	
62	福島県福島市在庭坂字水上	4	山林	753.00	
63	福島県福島市在庭坂字水上	7-1	山林	18,452.00	
64	福島県福島市在庭坂字水上	7-2	山林	16,635.00	
65	福島県福島市在庭坂字水上	7-3	山林	242.00	
66	福島県福島市在庭坂字水上	8-2	山林	1,325.00	
67	福島県福島市在庭坂字水上	9-1	山林	1,822.00	
68	福島県福島市在庭坂字水上	9-18	山林	390.00	
69	福島県福島市在庭坂字清水山	1-1	山林	2,286.00	
70	福島県福島市在庭坂字清水山	1-4	山林	24,251.00	
71	福島県福島市在庭坂字清水山	14-1	山林	9,825.00	
72	福島県福島市在庭坂字木落	8	山林	54,766.00	
73	福島県福島市在庭坂字木落	10-2	山林	181.00	
74	福島県福島市在庭坂字木落	10-3	山林	548.00	
75	福島県福島市在庭坂字木落	10-4	山林	380.00	
76	福島県福島市在庭坂字木落	12	山林	525.00	
77	福島県福島市在庭坂字笹山	1	山林	43,451.00	
78	福島県福島市在庭坂字笹山	4	山林	595.00	
79	福島県福島市在庭坂字笹山	5	山林	99.00	
80	福島県福島市在庭坂字隠日	2	山林	50,099.00	
81	福島県福島市在庭坂字隠日	3-2	山林	16,286.00	
82	福島県福島市在庭坂字水上	9-9	山林	418.00	
83	福島県福島市在庭坂字先達山	53-3	原野	686,125.00	
84	福島県福島市在庭坂字先達山	53-5	原野	4,297.00	
85	福島県福島市在庭坂字先達山	53-6	原野	909.00	
86	福島県福島市在庭坂字先達山	53-7	原野	833.00	
87	福島県福島市在庭坂字先達山	53-11	原野	235,917.00	
88	福島県福島市在庭坂字先達山	53-22	原野	2,670.00	
89	福島県福島市在庭坂字先達山	53-48	原野	2,489.00	
90	福島県福島市在庭坂字先達山	53-56	原野	1,188.00	
91	福島県福島市在庭坂字金堀沢	1-1	原野	339,219.00	
92	福島県福島市在庭坂字金堀沢	1-2	原野	574,029.00	
93	福島県福島市在庭坂字金堀沢	18-1	原野	131,327.00	
94	福島県福島市在庭坂字金堀沢	18-8	原野	5,552.00	地上権設定
95	福島県福島市在庭坂字金堀沢	18-9	原野	2,571.00	地上権設定
96	福島県福島市在庭坂字金堀沢	18-10	原野	1,664.00	地上権設定
97	福島県福島市在庭坂字金堀沢	18-12	原野	7,237.00	地上権設定
98	福島県福島市在庭坂字金堀沢	18-13	原野	7,144.00	地上権設定
99	福島県福島市在庭坂字金堀沢	18-14	原野	10,876.00	地上権設定
100	福島県福島市在庭坂字金堀沢	18-16	原野	5,611.00	地上権設定
101	福島県福島市在庭坂字金堀沢	18-17	原野	6,941.00	地上権設定
102	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-21	原野	14,327.00	地上権設定
103	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-22	原野	15,269.00	
104	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-23	原野	3,722.00	
105	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-24	原野	4,687.00	
106	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-25	原野	9,143.00	
107	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-26	原野	13,546.00	
108	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-27	原野	11,269.00	
109	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-28	原野	5,999.00	

110	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-29	原野	1,157.00	
111	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-30	原野	4,456.00	地上権設定
112	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-31	原野	1,163.00	地上権設定
113	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-32	原野	6,842.00	地上権設定
114	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-33	原野	1,540.00	地上権設定
115	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-34	原野	7,031.00	地上権設定
116	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-35	原野	1,345.00	地上権設定
117	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-36	原野	6,694.00	地上権設定
118	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-37	原野	251.00	地上権設定
119	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-38	原野	5,391.00	地上権設定
120	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-39	原野	1,808.00	地上権設定
121	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-40	原野	927.00	地上権設定
122	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-41	原野	996.00	地上権設定
123	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-42	原野	1,102.00	地上権設定
124	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-43	原野	928.00	地上権設定
125	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-44	原野	3,680.00	地上権設定
126	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-45	原野	2,417.00	地上権設定
127	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-46	原野	1,359.00	地上権設定
128	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-47	原野	6,234.00	地上権設定
129	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-48	原野	6,194.00	地上権設定
130	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-49	原野	5,957.00	地上権設定
131	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-50	原野	4,250.00	地上権設定
132	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-51	原野	6,557.00	地上権設定
133	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-52	原野	2,459.00	地上権設定
134	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-53	原野	13,076.00	地上権設定
135	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-54	原野	8,401.00	地上権設定
136	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-55	原野	9,267.00	地上権設定
137	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-56	原野	2,568.00	地上権設定
138	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-57	原野	6,034.00	地上権設定
139	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-58	原野	1,787.00	地上権設定
140	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-59	原野	42,238.00	
141	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-67	原野	13,215.00	地上権設定
142	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-68	原野	1,805.00	地上権設定
143	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-70	原野	166.00	地上権設定
144	福島県福島市在庭坂字長坂	1-6	原野	13,950.00	
145	福島県福島市在庭坂字水上	9-10	宅地	239.00	
146	福島県福島市在庭坂字先達山	53-71	保安林	9,180.00	
147	福島県福島市在庭坂字水上	9-11	公衆用道路	27.00	
148	福島県福島市在庭坂字水上	9-12	公衆用道路	58.00	
149	福島県福島市在庭坂字笹山	6	保安林	148.00	
150	福島県福島市在庭坂字山岸	10-1	山林	307.00	
合計				2,763,924.00	

委任状

東京都中央区銀座一丁目6番11号
住所 土志田ビルディング3F

代理人

Amp株式会社
氏名

印

私は、上記の者を代理人として定め、次の権限を委任します。

記

国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく下記の土地取引に係る届出に関する一切の
権限

土地の所在 別紙明細

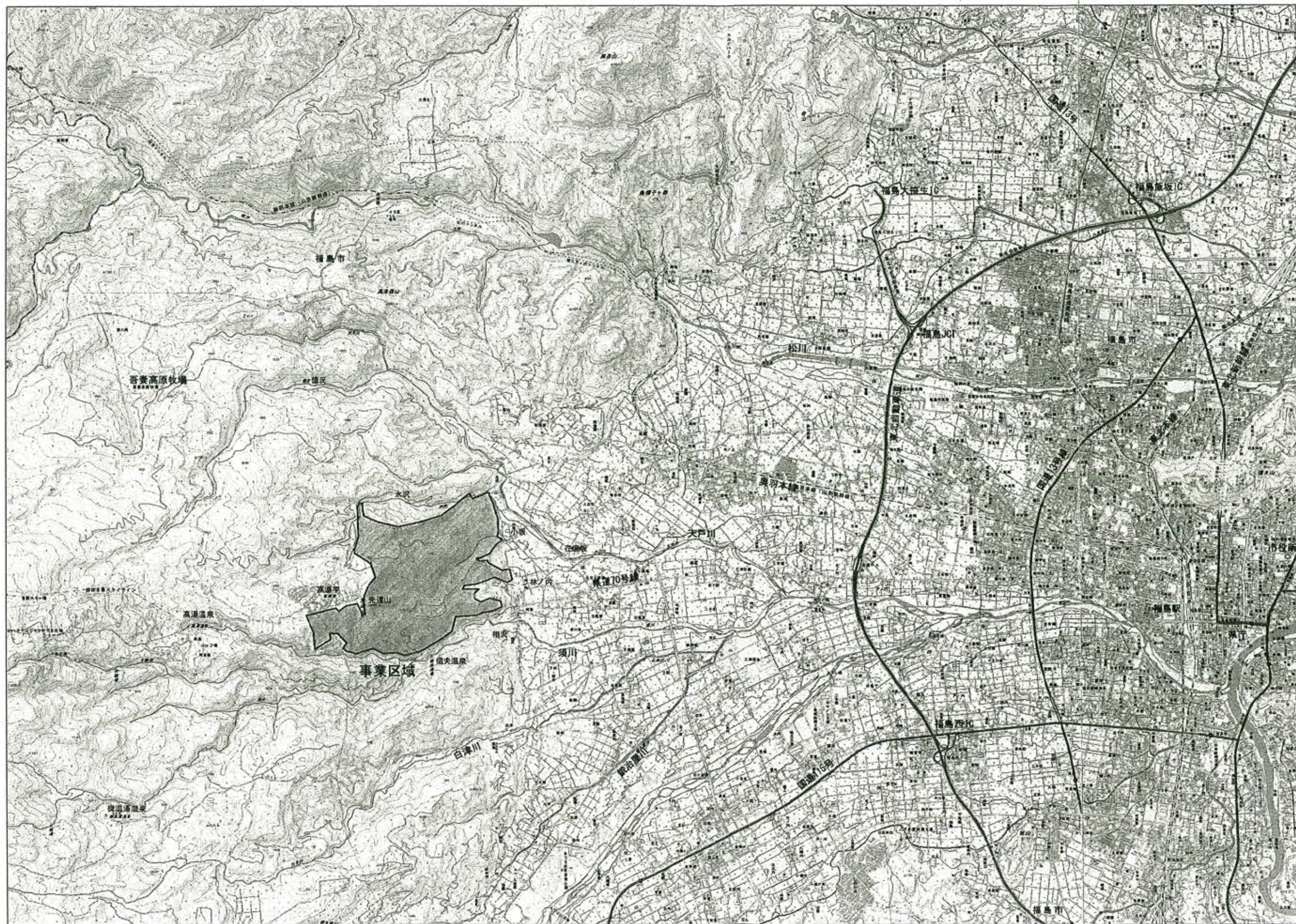
平成 30年 4月 9日

福島県知事 様

東京都中央区銀座一丁目6番11号
住所 土志田ビルディング3F

権利取得者(委任者)

AC7 合同会社
代表社員 AC7一般社団法人
氏名 職務執行者 中村 武



0 500 1000 1500 2000 2500m

※

SACO 株式会社 サコ コンサルタント

東京都中央区日本橋本町4-6-7 電話 東京 (03)3241-0731

承認

年月日 128 12 日

工事名

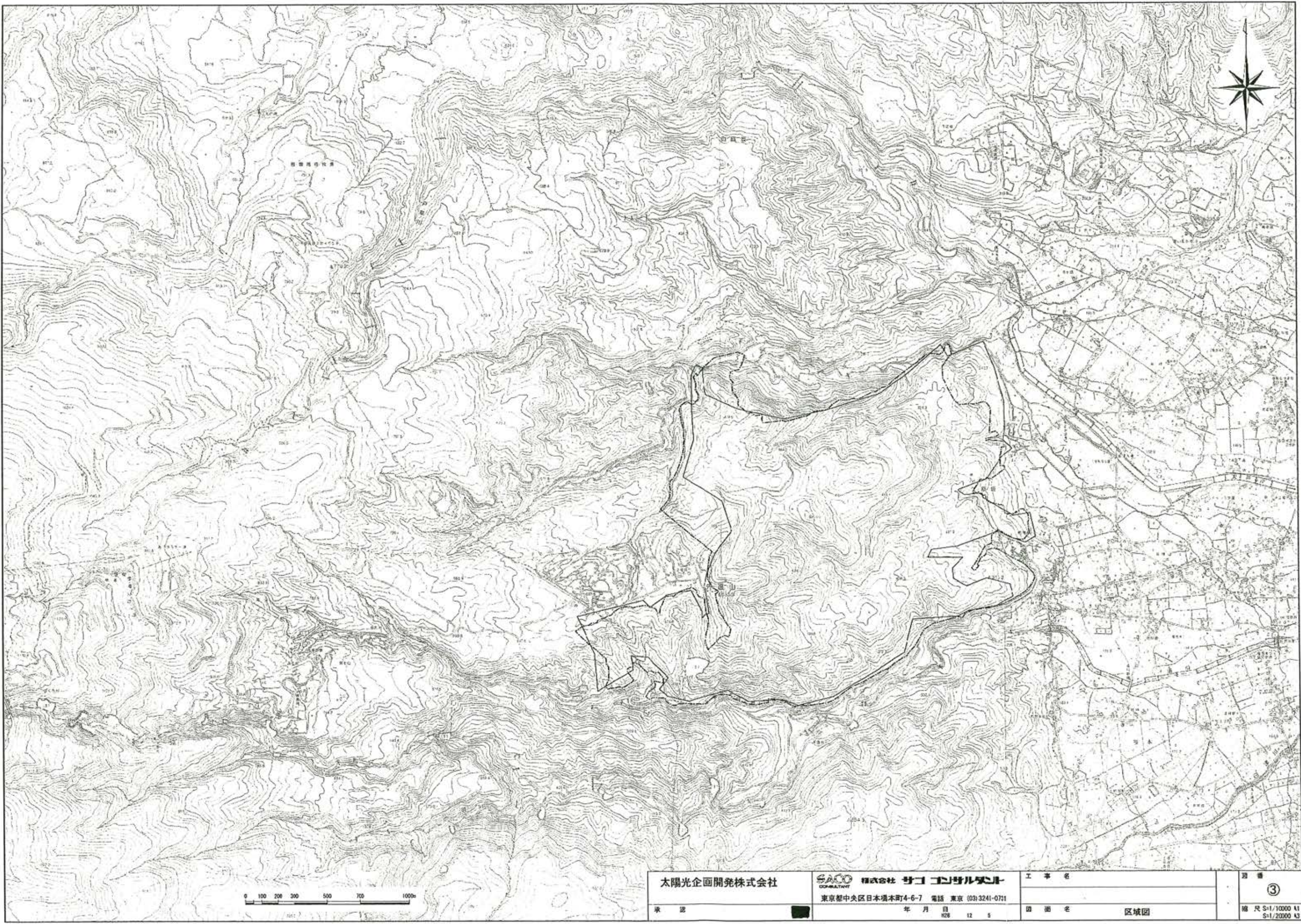
図面名

案内図

図番

②

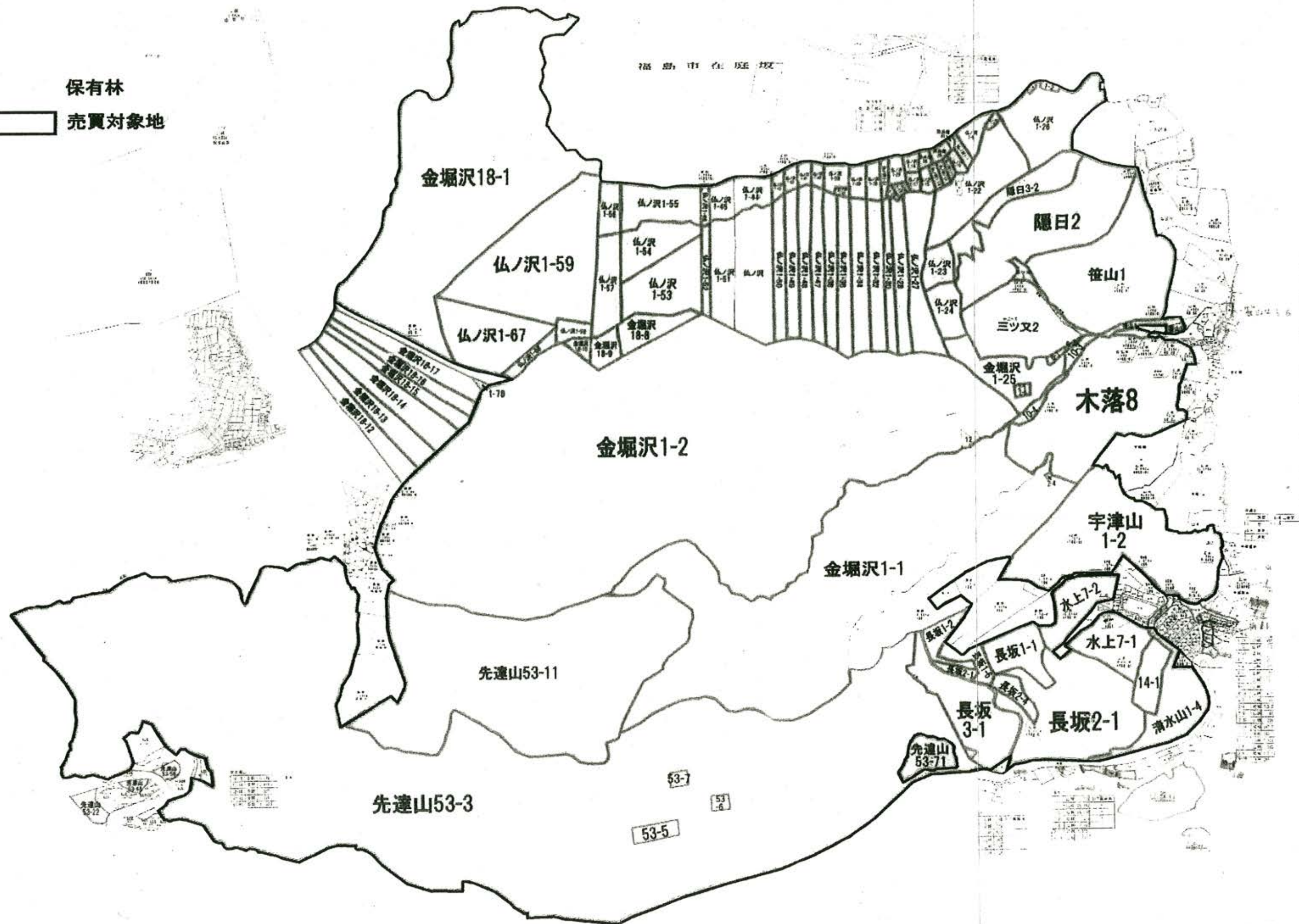
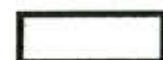
縮尺 S=1/25000 A1 S=1/50000 A3

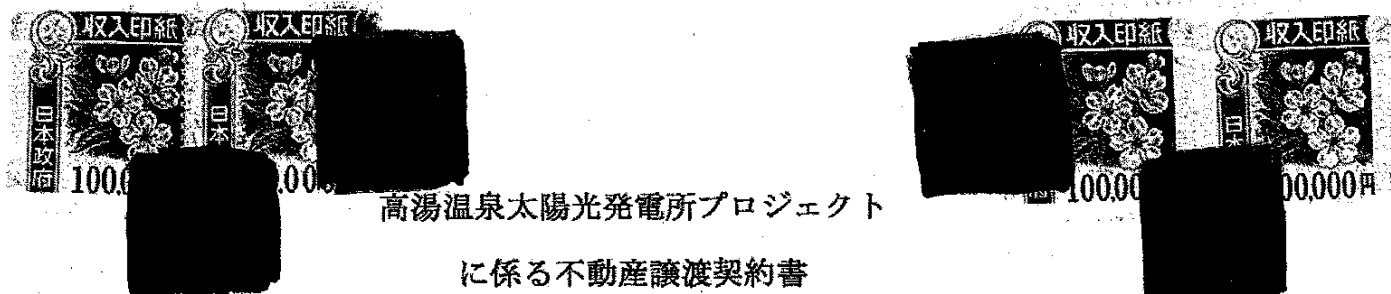


太陽光企画開発株式会社		SACO 株式会社 サココンサルタント		工事名	別巻
東京都中央区日本橋本町4-6-7 電話 東京 (03) 3241-0721		年月日 1028 12 5		図面名	③
承認		区域図		縮尺 S=1/10000 A1 S=1/20000 A3	

保有林

売買対象地





高湯温泉太陽光発電所プロジェクト

に係る不動産譲渡契約書

AMP株式会社が運営管理しているAC7合同会社（以下「買主」という。）及び福島興業株式会社（以下「売主」という。）とは、別紙1記載の太陽光発電所建設プロジェクトに関連して、別紙2記載の土地（以下「本土地」という。）、建物（以下「本建物」という。）及び対象不動産（別紙2にて定義する。）に係る地位（以下「本地位」といい、本土地及び本建物と合わせて「本不動産」という。）の買主への譲渡について以下のとおり合意したため、2018年3月29日付で、不動産譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的等）

本契約は、買主が、本土地上において、発電事業者たる株式会社ジャパンパワーサプライ（以下「本運営会社」という。）が保有する福島県福島市在庭坂字三ツ又1その他に所在する大規模太陽光発電所（自営線その他の関連施設を含み、別紙1の内容を有するもの。以下「本施設」という。）の運営及び本施設を利用した発電事業その他これに関連する事業（以下「本プロジェクト」という。）に係る権利等の資産（以下「本資産」という。）の譲渡を受けて本プロジェクトを運営するため、本プロジェクトの運営に必要な本不動産の所有権の譲渡を目的として、本契約の当事者間で締結される。

第2条（本不動産の譲渡）

売主は、第3条に定める本譲渡対価により、本不動産を買主に譲り渡し、買主はこれを買受ける（以下「本譲渡」という。）。

第3条（譲渡対価）

- 1 本不動産の譲渡対価（以下「本譲渡対価」という。）は、XXXXXXXXXX（このうち本建物及び本地位の対価はXXXXXX）とする。
- 2 以下の費用は、買主の負担とする。
 - ① 本不動産の買主に対する名義変更又は移転及び所有権移転登記に要する費用
 - ② 本不動産における抵当権、その他の所有権の完全な行使を制約する物権の抹消登記に係る費用
- 3 第5条1項の停止条件の充足を条件として、本契約に基づく本譲渡対価の支払いは2018年3月30日又は売主及び買主が別途合意する日（以下「取引実行日」という。）に行う。
- 4 本譲渡対価の支払いは売主が別途指定する銀行口座に振り込む方法により売主に対して支払う。
- 5 本土地の売買は公簿売買とし、売買面積は別紙2記載のとおりとする。公簿面積と、本契約締結日以降に実施する実測面積とが相違した場合でも、売主及び買主は互いに相手方に対し本譲渡対価の増減等一切異議を申し述べることはできない。

第4条（所有権の移転及び引渡し）

- 1 本不動産の所有権は、本譲渡対価の支払いと同時に売主から買主に移転する。
- 2 本土地及び本建物の引渡しは前項の所有権の移転と同時に行う。
- 3 売主は、本譲渡対価の受領と引き換えに、以下の各号に定める書類等を買主に交付する。
 - (a) 本不動産に関して売主が保有する書面
 - (b) その他、買主が合理的に要求する書面
- 4 本土地及び本建物にかかる危険負担及び管理責任は、本土地及び本建物の所有権の移転と同時に売主から買主に移転する。

- 5 取引実行日に、売主は、本土地及び本建物を買主に引渡し、本土地及び本建物の買主への所有権移転に係る登記及び対象不動産に関する2番付記3号条件付所有権移転仮登記の権利移転の附記登記の申請に必要な一切の書類を買主に交付する等、登記申請に必要な協力をする。

第5条（本譲渡対価支払の停止条件）

- 1 買主の本譲渡対価の支払義務は、以下の条件が成就していることを停止条件として発生する。ただし、買主は、かかる条件の全部又は一部を放棄することができる。
- (a) 本不動産の完全な所有権の取得又は行使を制限する本不動産に付されたすべての担保権又は負担（抵当権、地役権、地上権、賃借権、差押、仮差押、仮処分及び仮登記を含むが、これらに限られない。）（ただし別紙2記載の抵当権及び地上権については除外する。）が抹消されていること、又は、取引実行日付で抹消できると買主が合理的に判断すること。
 - (b) 別紙2記載の地上権の対象となっている本土地の地上権者より、当該土地の譲渡について書面での承認が得られるよう必要な手続を行い、最大限の努力をすること。
 - (c) 売主が買主に対して、以下の書類を交付したこと。
 - ① 売主の商業登記簿謄本原本（1か月以内に取得したもの）
 - ② 売主の印鑑証明書原本（1か月以内に取得したもの）
 - ③ 本土地及び本建物の登記済権利証及び登記識別情報通知書、売主が本不動産の所有権の所有者であり、本不動産（ただし別紙2記載の抵当権及び地上権が設定された本土地については除外する。）に付されたすべての権利又は負担を解除又は抹消するための担保解除証書の原本
 - ④ 本譲渡を承認した売主の取締役会議事録の写し
 - (d) 本契約において売主の行った表明及び保証が本契約締結日及び取引実行日においてすべて真実かつ正確であること。
 - (e) 本契約に基づき取引実行日までに売主が履行すべき義務が全て履行されていること。
 - (f) 買主が本運営会社から本資産を取得するための本資産に係る資産譲渡契約（以下「本資産譲渡契約」という。）が買主が合理的に満足する条件及び形式により締結され、かつ、本資産譲渡契約に基づき、買主が、その満足する条件及び内容により本運営会社から本資産を取得したこと、又は、取引実行日において本資産を取得することが確実であること。
- 2 買主は、本条第1項に定める本譲渡対価の支払いの停止条件を満たすことが不可能であると合理的に判断した場合には、売主に書面により通知することにより本契約を解除することができ、その場合には、第9条第4項及び第5項の契約解除の規定に従うものとする。

第6条（売主の義務）

- 1 売主は、本契約締結日から取引実行日までの間、本不動産の維持につき善管注意義務を負う。また、売主は、以下の事項を誓約する。
- (1) 本不動産のすべてにつき完全な所有権を確保し、取引実行日までの間、本不動産を善良なる管理者の注意をもって管理し、本不動産の現状を変更しないこと。
 - (2) 本不動産を第三者に売却せず、また、本不動産に抵当権、先取特権等の担保権、賃借権、地上権、入会権等の用益権その他の負担を設定しないこと。
 - (3) 取引実行日までに、売主の費用と責任において、本不動産の完全な所有権の取得又は行使を制限する、本不動産に付されたすべての権利又は負担（抵当権、地役権、地上権、賃借権、差押、仮差押、仮処分及び仮登記を含むが、これらに限定されない）（ただし別紙2記載の抵当権及び地上権については除外する。）を解除又は抹消すること、又は取引実行日と同日付で解除又は抹消できるようにすること。
 - (4) 取引実行日において本不動産に残置されている自らの物品の所有権を放棄し、買主がかかる残置物品を除去することに対して売主は何らの異議をも留めないこと。
 - (5) 上記の他、本契約締結日後可能な限り速やかに、本不動産について、買主のための所有権移転登記に必要な一切の措置を行うこと。

- 2 売主は、本譲渡対価支払の停止条件が満たされないおそれが生じたこと、本条又は第7条に定める表明保証に違反する可能性がある事実、その他本譲渡又は本プロジェクトに重大な影響を及ぼすおそれのある事実が判明した場合には、直ちに買主に通知する。

第7条（表明及び保証）

売主は、本契約締結日及び取引実行日において、以下の項目が真実かつ正確であることを表明し、かつ保証する。

- (1) 売主は本不動産の唯一の所有者であり、本契約締結のために必要なすべての手続を完了していること。
- (2) 売主以外に、本不動産について所有権その他の権利を主張し、又は本不動産を占有する者はいないこと。本不動産には、別紙2記載の本建物を除き、一切の建物又は工作物が存在しないこと。
- (3) 本不動産に瑕疵はなく、本不動産は危険物（土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。その後の改正を含む。）に基づく対応が必要となる物質を含むが、これに限られない。）の廃棄のために使用されたことはなく、また、本不動産に潜在的な危険物質が存在していないこと。過去又は現在において、本不動産の敷地内に産業廃棄物又は有害物質の不法投棄がされていないこと。森林法に基づく、開発許可を除き本プロジェクトのために本不動産を利用することに関して、法令、条例又は地方自治体もしくは地域住民との協定等による制約を含め、障害となる事由はなく、またそのおそれもないこと。
- (4) 本不動産中に本プロジェクト目的のための使用を妨げる農業用地又は森林（保安林を含む。）、自然公園、鳥獣保護区等動植物の保護が必要とされる地域、水源地又は本プロジェクトを妨げる文化財（遺跡を含むがこれに限られない。）は存在しないこと。
- (5) 売主は本不動産にかかる公租公課をすべて支払っており、滞納はないこと。
- (6) 売主は、日本法に基づいて適法に設立され有効に存続している株式会社であること。
- (7) 売主は、取引実行日まで、本契約に従って本不動産を譲渡する権限及び権能を有していること。
- (8) 売主による本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行並びに売主に係る本不動産の譲渡は、売主の定款の目的の範囲内の行為であり、売主は、本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行、並びに売主に係る本不動産の譲渡の実行について、売主に適用のある法令又は売主の定款その他の内部規則に基づいて必要とされる全ての手続を完了していること。
- (9) 本契約は、買主によって適法かつ有効に締結されることを前提として、売主の適法、有効かつ法的拘束力のある債務を構成していること。
- (10) 売主による本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行、並びに売主に係る本不動産の譲渡の実行は、売主に適用のある法令、裁判もしくは行政処分又は売主の定款その他の内部規則に違反又は抵触するものではないこと。
- (11) 売主について、破産、民事再生、会社更生、特別清算等の法的倒産手続（外国法によるものを含む。）の開始の申立て（但し、第三者による申立てについては、かかる申立てに基づき当該法的倒産手続の開始決定がなされた場合に限る。）はなされておらず、かつ、それらの開始の原因となる事実も存在しないこと。
- (12) 売主が、本不動産の譲渡に関連して買主に提供した情報は、全て真実、正確かつ買主が本不動産の譲渡について判断を行うにつき十分な情報であり、省略、曖昧さその他の理由で誤解を生じさせるような情報は存在しないこと。売主から買主に対して書面で開示されていない事実であって、売主による本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行並びに本譲渡、並びに本不動産を含む本プロジェクトに悪影響を及ぼす事実は存在しないこと。

第8条（補償）

本契約の当事者は、相手方当事者に対し、その表明及び保証が真実かつ正確でなかったこと又はその義務の不履行に起因又は関連して相手方当事者が被った支出、損害及び損失（訴訟費用及び弁護士費用を含む。）を補償する。

第9条（解除）

1. 売主及び買主は、相手方当事者が本契約上の義務に重大な点で違反（相手方が行った表明及び保証の重大な点における違反を含む。）した場合、取引実行前に限り、相手方当事者に対して相当の期間を定めた書面による催告を行い、その期間内に違反が治癒されないときは、本契約を解除することができる。
2. 売主及び買主は、相手方当事者に以下の各号の一に該当する事由が生じた場合には、取引実行前に限り、相手方当事者に対する書面による通知にて本契約を直ちに解除することができる。
 - (1) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の法的倒産手続（外国法によるものを含む。）の開始の申立てがあったとき
 - (2) 銀行取引停止、不渡処分、その他信用状態が著しく悪化したとき
 - (3) 本契約に違反したことにより本契約の目的が達成できないとき
3. 取引実行の前に、本不動産の全部又は一部が天災地変等の不可抗力により滅失又は毀損した、又は、法令改正等により本プロジェクトを別紙記載の内容により実行することが不能になった等、売主又は買主のいずれにも帰責性がない事由により買主が本不動産を買い受ける目的を達成できないとき、買主は無条件で本契約を解除できるものとする。その場合、買主は、売主に対して、何ら損害、費用その他名目の如何を問わず金銭の支払い義務を負わないものとする。
4. 本資産譲渡契約の全て又は一部が効力を失うか、解除されるか、その他本資産譲渡契約に起因して買主が本不動産を買い受ける目的を達成できないとき、買主は無条件で本契約を解除できるものとする。その場合、買主は、売主に対して、何ら損害、費用その他名目の如何を問わず金銭の支払い義務を負わないものとする。
5. 売主又は買主が、取引実行日までに本条に基づいて本契約を解除したときには、買主は本契約に基づき受領した書類等を売主に返還し、買主は既になされている本不動産の移転について売主に再移転する手続を行い、売主は本契約に基づいて買主から受領済みの金員（もしあれば）のすべてを直ちに無利息にて買主に返還するものとする。
6. 本契約の条項に基づく本契約の解除は、解除前に生じた一方当事者の他方当事者に対する権利（損害等の賠償請求権を含む。）を害さないものとする。

第10条（秘密保持）

1. 本契約の当事者は、本契約において企図される取引に関して相手方当事者から開示された一切の資料・情報、本契約締結までの交渉経過並びに本契約締結の事実及びその内容（以下総称して「秘密情報」という。）について、相手方当事者の事前の書面による同意なくして第三者に対して公表、開示若しくは漏洩せず、また、本契約の目的以外のためにこれを使用しない。但し、かかる公表又は開示が、(i)法令及び監督官庁の要求に基づく場合、又は、(ii)金融商品取引所又は証券業協会の規則に基づき要求される場合は、この限りでない。
2. 前項に定める第三者には、①売主又は買主の役員及び従業員、②売主又は買主の親会社及び関連会社、並びにこれらの役員及び従業員、③買主に対する投融資家（潜在的な投融資家を含む。）並びに④本契約において企図される取引の検討のために①乃至③の者が起用する弁護士、公認会計士、税理士、フィナンシャルアドバイザー、アレンジャー等の専門家は含まれない。
3. 本条に基づく秘密保持義務は、以下の情報については適用されない。
 - (1) 相手方当事者から受領した時点で公知であったもの。
 - (2) 相手方当事者から受領した後、受領した当事者（以下「受領当事者」という。）の責によらずして公知となった情報。
 - (3) 相手方当事者から受領した時点より以前において受領当事者が保有していた情報。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報。
 - (5) 受領当事者が秘密情報によらずに独自に開発した情報。

第11条（譲渡禁止）

本契約の当事者は、相手方当事者の事前の書面による同意を得ない限り、本契約に基づく権利義務又は地位の全部又は一部を譲渡、移転その他の方法により処分してはならない。

第12条（費用）

本契約に別途定めるものの他、本契約の当事者は、本契約の締結及び履行に係る費用については各自が負担する。本契約の締結及び履行に関連して依頼する各々の弁護士、公認会計士、税理士、フィナンシャルアドバイザー等の専門家の報酬、手数料及び費用についても同様とする。

第13条（反社会的勢力の排除等）

1. 本契約の当事者は、相手方当事者に対して、本契約締結日及び取引実行日において、自己及びその役職員についても、反社会的勢力ではないこと、並びに反社会的勢力に対する資金提供若しくはこれに準ずる行為を通じて反社会的勢力の維持、運営に積極的に協力又は関与していないこと、反社会的勢力と交流を持っていないことを表明及び保証する。なお、本契約において、「反社会的勢力」とは、以下のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。）
 - (2) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。）
 - (3) 暴力団員でなくなってから5年を経過しない者
 - (4) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有するものであって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）
 - (5) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業、又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
 - (6) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - (7) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
 - (8) 特殊知能暴力集団等（第1号から第7号までに掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
 - (9) その他第1号から第8号までに準ずる者
 - (10) 第1号から第8号に該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者
 - (11) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - (12) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
 - (13) 暴力団員等に対して資金等の提供、又は便宜の供与などの関与を通じて、暴力団員等の維持運営に積極的に協力していると認められる関係を有する者
 - (14) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
2. 本契約の当事者は、本契約が効力を有する間、反社会的勢力の維持、運営への積極的な協力又は関与を行わず、交流を持たないことを誓約する。
3. ある当事者において第1項の表明若しくは保証が真実若しくは正確でないことが判明した場合、又はある当事者が第2項の誓約に違反した場合には、当該当事者は、相手方当事者に対し、直ちにそ

の旨及びその内容を通知し、その後可能な限り速やかに事実関係を把握及び確認し、相手方当事者に対し、当該事実関係を説明する。

4. ある当事者において第1項の表明若しくは保証が真実若しくは正確でないことが判明した場合、又はある当事者が第2項の誓約に違反した場合には、違反当事者の相手方当事者は、直ちに本契約を解除することができる。
5. 買主が、その裁量により、第5項に規定する売主の表明及び保証が真実又は正確ではなかったと判断した場合、買主は売主への書面による通知により、直ちに本契約を終了することができる。

第14条（契約の変更）

本契約は、本契約の当事者の書面による合意によらなければ変更することができない。

第15条（準拠法及び管轄）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、同法に従い解釈される。
2. 本契約の当事者は、本契約に起因し又は関連する一切の紛争について、宇都宮地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第16条（協議事項）

本契約の当事者は、本契約に定めのない事項や解釈に疑義が生じた場合、本契約の趣旨に従い、相手方当事者と誠実に協議の上、その取扱を決定する。

[以下余白]

上記を証するため、売主及び買主記名押印の上、本契約を2通作成し、それぞれ各1通を保有する。

2018年3月29日

売主：

栃木県宇都宮市西川田町 1164 番他

福島興業株式会社

代表取締役社長 小平 真

買主：

東京都中央区銀座 1-6-11 土志田ビルディング 3F

AC7 合同会社

代表社員 AC7一般社団法人

職務執行者 中村 武

本プロジェクトの条件

1	プロジェクト名称：	高湯温泉太陽光発電所
2	住所：	福島県福島市在庭坂字三ツ又1 他 50 筆
3	(1)再エネ特措法に基づく経済産業大臣の認定における発電出力 (kWAC) (2)再エネ特措法に基づく経済産業大臣の認定における太陽電池の合計出力 (kWDC)：	(1) 40,320 kWAC (2) 59,965.4 kWDC
4	再エネ特措法に基づく経済産業大臣の認定における固定買取価格(消費税別)：	32 円 / kWh
5	再エネ特措法に基づく経済産業省認定 ID：	A655573B07

本土地					
No	所在地	地番	地目	地積 (㎡)	備考
1	福島県福島市在庭坂字山岸	6-1	山林	148.00	
2	福島県福島市在庭坂字山岸	7-2	山林	231.00	
3	福島県福島市在庭坂字山岸	9-5	山林	901.00	
4	福島県福島市在庭坂字山岸	11	山林	409.00	
5	福島県福島市在庭坂字山岸	12	山林	26.00	
6	福島県福島市在庭坂字柄清水	27-6	山林	193.00	
7	福島県福島市在庭坂字三ツ又	1	山林	446.00	
8	福島県福島市在庭坂字三ツ又	2	山林	8,310.00	
9	福島県福島市在庭坂字三ツ又	6-1	山林	479.00	
10	福島県福島市在庭坂字三ツ又	6-2	山林	178.00	
11	福島県福島市在庭坂字弥兵衛平	38	山林	1,203.00	
12	福島県福島市在庭坂字弥兵衛平	39	山林	393.00	
13	福島県福島市在庭坂字弥兵衛平	41	山林	165.00	
14	福島県福島市在庭坂字先達山	1	山林	4,634.00	
15	福島県福島市在庭坂字先達山	1-3	山林	109.00	
16	福島県福島市在庭坂字先達山	1-4	山林	218.00	抵当権設定
17	福島県福島市在庭坂字先達山	1-5	山林	89.00	
18	福島県福島市在庭坂字先達山	1-6	山林	333.00	
19	福島県福島市在庭坂字先達山	1-チ	山林	92.00	
20	福島県福島市在庭坂字先達山	1-リ	山林	568.00	
21	福島県福島市在庭坂字先達山	1-ヌ	山林	244.00	
22	福島県福島市在庭坂字先達山	8	山林	803.00	
23	福島県福島市在庭坂字先達山	10	山林	16.00	
24	福島県福島市在庭坂字先達山	11	山林	287.00	
25	福島県福島市在庭坂字先達山	11-1	山林	2,942.00	
26	福島県福島市在庭坂字先達山	15	山林	608.00	
27	福島県福島市在庭坂字先達山	16	山林	62.00	
28	福島県福島市在庭坂字先達山	18	山林	323.00	
29	福島県福島市在庭坂字先達山	24	山林	1,586.00	
30	福島県福島市在庭坂字先達山	30	山林	928.00	
31	福島県福島市在庭坂字先達山	31	山林	1,309.00	
32	福島県福島市在庭坂字先達山	34	山林	343.00	
33	福島県福島市在庭坂字先達山	41	山林	2,975.00	
34	福島県福島市在庭坂字金堀沢	2-1	山林	125.00	
35	福島県福島市在庭坂字金堀沢	2-2	山林	22,442.00	
36	福島県福島市在庭坂字金堀沢	2-4	山林	99.00	
37	福島県福島市在庭坂字金堀沢	2-5	山林	426.00	
38	福島県福島市在庭坂字金堀沢	2-6	山林	472.00	

39	福島県福島市在庭坂字金堀沢	2-9	山林	105.00	
40	福島県福島市在庭坂字金堀沢	2-12	山林	142.00	
41	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-2	山林	280.00	
42	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-5	山林	3,414.00	
43	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-7	山林	168.00	
44	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-8	山林	221.00	
45	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-10	山林	39.00	
46	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-11	山林	862.00	
47	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-13	山林	92.00	
48	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-14	山林	69.00	
49	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-15	山林	300.00	
50	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-16	山林	16.00	
51	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-17	山林	889.00	
52	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-18	山林	178.00	
53	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-19	山林	188.00	
54	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-20	山林	799.00	
55	福島県福島市在庭坂字長坂	1-1	山林	4,181.00	
56	福島県福島市在庭坂字長坂	1-2	山林	4,099.00	
57	福島県福島市在庭坂字長坂	2-1	山林	7,642.00	
58	福島県福島市在庭坂字長坂	2-2	山林	4,462.00	
59	福島県福島市在庭坂字長坂	2-4	山林	9,917.00	
60	福島県福島市在庭坂字長坂	3-1	山林	36,895.00	
61	福島県福島市在庭坂字宇津山	1-2	山林	82,757.00	
62	福島県福島市在庭坂字水上	4	山林	753.00	
63	福島県福島市在庭坂字水上	7-1	山林	18,452.00	
64	福島県福島市在庭坂字水上	7-2	山林	16,635.00	
65	福島県福島市在庭坂字水上	7-3	山林	242.00	
66	福島県福島市在庭坂字水上	8-2	山林	1,325.00	
67	福島県福島市在庭坂字水上	9-1	山林	1,822.00	
68	福島県福島市在庭坂字水上	9-18	山林	390.00	
69	福島県福島市在庭坂字清水山	1-1	山林	2,286.00	
70	福島県福島市在庭坂字清水山	1-4	山林	24,251.00	
71	福島県福島市在庭坂字清水山	14-1	山林	9,825.00	
72	福島県福島市在庭坂字木落	8	山林	54,766.00	
73	福島県福島市在庭坂字木落	10-2	山林	181.00	
74	福島県福島市在庭坂字木落	10-3	山林	548.00	
75	福島県福島市在庭坂字木落	10-4	山林	380.00	
76	福島県福島市在庭坂字木落	12	山林	525.00	
77	福島県福島市在庭坂字笹山	1	山林	43,451.00	
78	福島県福島市在庭坂字笹山	4	山林	595.00	
79	福島県福島市在庭坂字笹山	5	山林	99.00	

80	福島県福島市在庭坂字隠日	2	山林	50,099.00	
81	福島県福島市在庭坂字隠日	3-2	山林	16,286.00	
82	福島県福島市在庭坂字水上	9-9	山林	418.00	
83	福島県福島市在庭坂字先達山	53-3	原野	686,125.00	
84	福島県福島市在庭坂字先達山	53-5	原野	4,297.00	
85	福島県福島市在庭坂字先達山	53-6	原野	909.00	
86	福島県福島市在庭坂字先達山	53-7	原野	833.00	
87	福島県福島市在庭坂字先達山	53-11	原野	235,917.00	
88	福島県福島市在庭坂字先達山	53-22	原野	2,670.00	
89	福島県福島市在庭坂字先達山	53-48	原野	2,489.00	
90	福島県福島市在庭坂字先達山	53-56	原野	1,188.00	
91	福島県福島市在庭坂字金堀沢	1-1	原野	339,219.00	
92	福島県福島市在庭坂字金堀沢	1-2	原野	574,029.00	
93	福島県福島市在庭坂字金堀沢	18-1	原野	131,327.00	
94	福島県福島市在庭坂字金堀沢	18-8	原野	5,552.00	地上権設定
95	福島県福島市在庭坂字金堀沢	18-9	原野	2,571.00	地上権設定
96	福島県福島市在庭坂字金堀沢	18-10	原野	1,664.00	地上権設定
97	福島県福島市在庭坂字金堀沢	18-12	原野	7,237.00	地上権設定
98	福島県福島市在庭坂字金堀沢	18-13	原野	7,144.00	地上権設定
99	福島県福島市在庭坂字金堀沢	18-14	原野	10,876.00	地上権設定
100	福島県福島市在庭坂字金堀沢	18-16	原野	5,611.00	地上権設定
101	福島県福島市在庭坂字金堀沢	18-17	原野	6,941.00	地上権設定
102	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-21	原野	14,327.00	地上権設定
103	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-22	原野	15,269.00	
104	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-23	原野	3,722.00	
105	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-24	原野	4,687.00	
106	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-25	原野	9,143.00	
107	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-26	原野	13,546.00	
108	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-27	原野	11,269.00	
109	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-28	原野	5,999.00	
110	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-29	原野	1,157.00	
111	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-30	原野	4,456.00	地上権設定
112	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-31	原野	1,163.00	地上権設定
113	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-32	原野	6,842.00	地上権設定
114	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-33	原野	1,540.00	地上権設定
115	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-34	原野	7,031.00	地上権設定
116	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-35	原野	1,345.00	地上権設定
117	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-36	原野	6,694.00	地上権設定
118	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-37	原野	251.00	地上権設定
119	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-38	原野	5,391.00	地上権設定
120	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-39	原野	1,808.00	地上権設定

121	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-40	原野	927.00	地上権設定
122	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-41	原野	996.00	地上権設定
123	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-42	原野	1,102.00	地上権設定
124	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-43	原野	928.00	地上権設定
125	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-44	原野	3,680.00	地上権設定
126	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-45	原野	2,417.00	地上権設定
127	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-46	原野	1,359.00	地上権設定
128	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-47	原野	6,234.00	地上権設定
129	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-48	原野	6,194.00	地上権設定
130	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-49	原野	5,957.00	地上権設定
131	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-50	原野	4,250.00	地上権設定
132	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-51	原野	6,557.00	地上権設定
133	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-52	原野	2,459.00	地上権設定
134	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-53	原野	13,076.00	地上権設定
135	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-54	原野	8,401.00	地上権設定
136	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-55	原野	9,267.00	地上権設定
137	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-56	原野	2,568.00	地上権設定
138	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-57	原野	6,034.00	地上権設定
139	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-58	原野	1,787.00	地上権設定
140	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-59	原野	42,238.00	
141	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-67	原野	13,215.00	地上権設定
142	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-68	原野	1,805.00	地上権設定
143	福島県福島市在庭坂字仏ノ沢	1-70	原野	166.00	地上権設定
144	福島県福島市在庭坂字長坂	1-6	原野	13,950.00	
145	福島県福島市在庭坂字水上	9-10	宅地	239.00	
146	福島県福島市在庭坂字先達山	53-71	保安林	9,180.00	
147	福島県福島市在庭坂字水上	9-11	公衆用道路	27.00	
148	福島県福島市在庭坂字水上	9-12	公衆用道路	58.00	
149	福島県福島市在庭坂字笹山	6	保安林	148.00	
150	福島県福島市在庭坂字山岸	10-1	山林	307.00	
合計				2,763,924.00	

本建物					
No	所在地	家屋番号	種類	床面積 (㎡)	備考
1	福島県福島市在庭坂字水上	9-10	居宅	1階 75.73	
				2階 43	
合計				118.73	

本地位とは、[REDACTED]を売主、福島興業株式会社を買主とする以下の土地（「対象不動産」という。）に関する1995年8月11日付停止条件付売買契約の買主の地位を指す。

No	所在地	地番	地目	地積 (㎡)	備考
1	福島県福島市在庭坂字栃清水	26-2	畑	365	
2	福島県福島市在庭坂字栃清水	26-3	畑	510	
3	福島県福島市在庭坂字栃清水	26-7	畑	442	

